



総会

配布：限定  
2023年2月3日

原文：英語

## 未定稿版

人権理事会

普遍的定期的審査に係る作業部会

第42回会合 **Forty-second session**

ジュネーブ、2023年1月23日～2月3日

### 普遍的定期的審査に係る作業部会の報告案

日本

はじめに

[略]

#### I. 審査プロセスの議事録概要

2023年2月3日までに完了予定。

##### A. 審査対象国の発表

##### B. 対話及び審査対象国の回答

- 対話では、115の代表団が発言をした。対話のいてなされた勧告は、本報告書の第II項に記載されている。

#### II. 結論及び／又は勧告

- 以下の勧告は、日本により検討され、適時、遅くとも第53回人権理事会までに、回答される予定である。

[略]

6.22 難民条約を批准し、難民及び庇護希望者の権利保護に関する政策を実行すること（アフガニスタン）

6.23 無国籍者の地位に関する1954年条約の批准を検討すること（コートジボワール）

- 6.24 無国籍者の地位に関する 1954 年条約および無国籍者の削減に関する 1961 年条約を批准すること（トーゴ）
- [略]
- 6.74 先住少数民族や移住者に対する人種、民族、出自に基づく差別を禁止し、処罰するために、法律を見直すこと（メキシコ）
- [略]
- 6.104 入管収容施設内の医療体制を改善し、移住者民に対する不必要な長期収容を避けるため、収容の要件を定め、司法審査を導入し、収容期間の上限を設定し、仮放免を許可するなど、具体的な措置を講じること（オランダ）
- [略]
- 6.151 移住者への社会的差別に対する取組みをよくなり、また、差別なしに、移住者の住宅、教育、保健医療及び雇用機会への平等なアクセスを確保すること（ベトナム）
- 6.152 非差別、包摂及び男女平等に関する公共政策を伴った、移住者を含む日本に居住するすべての子どもたちに、無償の初等及び中等義務教育を確保し、拡大するための法律を採択すること（ブラジル）
- [略]
- 6.218 脆弱な集団、特に女性、子どもや外国人の保護を目的とした国家的機能の確立を追求すること（ガボン）
- [略]
- 6.224 関連する法律の制定等を通じ、移住者や女性、マイノリティに向けられたものなど、ジェンダーを理由とする暴力およびあらゆる形態の差別を撲滅する取組みをさらに強化すること（フィリピン）
- [略]
- 6.286 マイノリティ、移住者及び難民の権利を促進すること（カメルーン）
- 6.287 難民及び移住者の保護のための政策の強化を継続すること（エジプト）
- 6.288 出入国管理及び難民認定法がすべての移住者の保護を明記し、移住者が有効な手続上の保護措置にアクセスでき、自身に対する収容の理由や合法性を法廷で争えるようにすること（スペイン）
- 6.289 マイノリティ、外国人及び移住労働者に対するあらゆる形態の差別を撤廃するための努力を継続すること（ネパール）
- 6.290 移住者、難民及び庇護希望者の子どもの教育を受ける権利を確保するための取組みを継続すること（インドネシア）

- 6.291 送還の政策を国際人権法に合致させるとともに、移住者の行政収容を制限することなど、移住者の権利保護を強化すること（ブラジル）
- 6.292 入管収容所での外国籍者の長期収容問題を真剣に検討し、当局による入管収容所での苦情処理の操作を防止すること（イラン）
- 6.293 外国人労働者および技能実習生に対し、全面的な保護と支援を提供するための措置を講じ、送り出し国と協力することにより、適切な労働及び生活条件を確保するための措置を強化すること（タイ）
- 6.294 移住労働者の保護に向けたさらなる措置を講じ、技能実習制度の監視を確保すること（スリランカ）
- 6.295 外国人雇用管理ガイドラインに関する啓蒙活動及び教育活動を通じて、移住労働者及びその家族の保護を強化すること（ブルキナファソ）
- 6.296 人種差別を犯罪化するための法改正を行うほか、マイノリティと移住者に対する人種差別の表現とヘイトスピーチにも取り組むこと（コスタリカ）
- 6.297 移住者と難民の経済的・社会的権利を強化及び保護すること（パキスタン）
- 6.298 移住者の収容に収容期間の上限を設け、収容を最後の手段として用い、すべての庇護希望者が迅速かつ適切な取扱いを受けることを確保すること（コロンビア）

[略]

- 7. 本報告書に含まれる全ての結論及び／又は勧告は、提出国及び／又は審査対象国の立場を反映したものである。これらは、作業部会全体として承認されたものと解釈されるべきではない。

[了]